

令和2年2月12日
 参考資料

台風第19号で甚大な被害を受けた地域のセーフティネット保証4号の指定期間が延長されました

～6市町で「特別支援融資（別枠）」が引き続きご利用できます～

令和元年台風第19号の影響を受けている地域の中小企業への金融支援措置として、2月中旬となっていた「セーフティネット保証4号」の指定期間が本日延長され、令和2年5月11日までとなりました。これにより、台風第19号で影響を受けた以下の地域の中小企業が県中小企業制度融資「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（別枠）」を引き続き、利用いただけるようになります。

●指定期間が延長された市町

相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大井町、箱根町

【参考】「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（別枠）」の概要

最大2億8,000万円の融資枠の「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（一般枠）」とは別枠で更に最大2億8,000万円の融資枠

	特別支援融資（別枠）	特別支援融資（一般枠）
融資対象者	令和元年台風第15号又は第19号による災害に関して、セーフティネット保証4号の市町村長の認定を受けた中小企業者等	令和元年台風第15号又は第19号等により設備等の破損・遺失等被害を受け、災証明書が発行された中小企業者等
資金用途	設備資金及び運転資金	
融資限度額	2億8,000万円（別枠）	2億8,000万円
融資期間	設備資金：15年以内 運転資金：10年以内（据置期間2年以内を含む）	
融資利率 （固定金利）	2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超15年以内：年1.6%以内	
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要（100%保証） 保証料率は、一律0.6%	神奈川県信用保証協会の保証が必要（80%保証） 保証料率は、0.26%～1.42%

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 高山 電話 045-210-5670

融資グループ 太田 電話 045-210-5677